平成２３年（フ）第２３号
兵庫県西宮市鳴尾町４丁目６番11号
破産者　石橋龍太郎
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第６１号
沖縄県沖縄市知花６丁目39番８号
破産者　有限会社石伊建設
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１１９４号
千葉県茂原市八千代２丁目14番地３
破産者　株式会社なんと建設
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１９５号
千葉市若葉区大宮台３丁目13番１号、開始決定時の住所千葉市若葉区大宮台４丁目24番７号
破産者　楠畑　幸治
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３０８号
千葉県八千代市萱田町840番地１　コーポＫ202号
破産者　山根　一敏
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３２８号
千葉県船橋市新高根４丁目９番18号
破産者　沢井　　仁
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３３０号
千葉県市原市北国分寺台５丁目５番地５
破産者　齋藤　　實
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４０４号
千葉市花見川区作新台５丁目13番24号
破産者　近藤　真一
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４８１号
奈良県大和高田市田井新町373番地４
破産者　株式会社アイシー
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第５２２号
奈良県北葛城郡上牧町桜ケ丘２丁目14番地13
破産者　有限会社タナカ電気通信
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１１１号
奈良県宇陀市室生無山765番地の１
破産者　株式会社松本組
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１８７５号
仙台市太白区西中田５丁目25番25号
破産者　有限会社エヴァンス企画
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５６２号
千葉県習志野市東習志野４丁目17番22号、開始決定時の住所千葉県船橋市習志野５丁目２番２―305号
破産者　菊池　　清
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５６９号
千葉県船橋市夏見台４丁目15番23―202号
破産者　渡辺　　宏
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２７号
埼玉県三郷市早稲田３丁目19番地１号棟203号、開始決定時の住所千葉市花見川区さつきが丘１丁目34番２棟302号
破産者　小川　慶樹
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２３６号
千葉県市川市大町124番地　市営住宅大町第二団地７―613号
破産者　加藤　満成
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２５７号
千葉市若葉区西都賀１丁目14番16号Ｂ501
破産者　有限会社千葉プロカラーラボ
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４３９号
名古屋市西区枇杷島５丁目32番20号
破産者　有限会社魚武水産
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４１５号
神戸市長田区御蔵通７丁目８番地
破産者　神戸自動車交通株式会社
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４６７号
広島市安佐南区緑井３丁目16―25、商業登記簿上の本店所在地広島市安佐南区緑井６丁目16番11号
破産者　株式会社フジハイテック
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５４８号
東京都狛江市東和泉１丁目29番20号
破産者　株式会社エーサン
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部